

○国立大学法人お茶の水女子大学の役職員が役職員個人あて寄附金を受けた
場合及び役職員が寄附者となる場合等の寄附金の取扱要項

平成26年2月5日

学長裁定

改正 平成26年4月1日

平成26年7月29日

平成27年3月25日

(趣旨)

第1条 国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）の役員及び職員（非常勤を含む。以下「役職員」という。）が役職員個人あて寄附金を受けた場合及び役職員又は役職員の親族が寄附者となる場合等の寄附金の取扱いについては、国立大学法人お茶の水女子大学寄附金受入規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

（役職員が役職員個人あて寄附金を受けた場合）

第2条 役職員が、学外の研究助成団体等から個人として助成金等を受け、当該助成金等を用い、本学の施設・設備等を使用し、職務として教育・研究等を行う場合は、当該助成金等を本学に寄附しなければならない。この場合、規程第5条に規定する寄附金申込書には、研究助成金等の申請書及び交付決定通知書等を添付し、当該役職員を寄附対象者とするものとする。

2 前項に定めるもののうち、次の各号に掲げる場合は、本学への寄附を行わず、自らの所得として処理するものとし、別紙様式により、学長に助成を受けた旨を届け出るものとする。

(1) 個人の報奨金である場合

(2) 独立性が認められている学会等の事務局において経理される場合

（役職員又は役職員の親族が寄附者となる場合）

第3条 前条第1項に定める場合以外で、役職員又は役職員の2親等以内の親族が寄附者となる場合、当該役職員を寄附対象者とすることはできない。この場合、学長、副学長、部局長又は基幹研究院各系長（以下「部局長等」という。）を寄附対象者とするものとする。

（営利を目的とする私企業から寄附金を受ける場合）

第4条 役職員又は役職員の2親等以内の親族が役員又は執行役員である営利を目的とする私企業から寄附金を受ける場合、当該役職員を寄附対象者とすることは

できない。この場合、部局長等を寄附対象者とするものとする。

(雑則)

第5条 その他、上記取扱いについて疑義が生じた場合は、その都度、学長戦略機構会議において協議する。

附 則

この要項は、平成26年2月5日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月29日）

この要項は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日）

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

別紙様式（第2条第2項関係）

年 月 日

学 長 殿

所属・職名

氏 名

印

届 出 書

国立大学法人お茶の水女子大学の役職員が役職員個人あて寄附金を受けた場合及び役職員が寄附者となる場合等の寄附金の取扱要項に基づき、下記のとおり届出します。

記

助 成 金 額	円
助 成 の 目 的	
助 成 団 体 等 所在地 名称 電話番号等	
要項第2条第2項の区分 (該当するものを選んでください。第2号に該当する場合は、学会等の名称を記載してください。)	<input type="checkbox"/> 第1号（個人の報奨金） <input type="checkbox"/> 第2号（学会等経理） [学会等の名称：]
入 金 日 (又は入金予定日)	入 金 日： 年 月 日 (入金予定日： 年 月 日)
備 考	

※ 届出書を提出する時は、上記研究助成等に係る申請書及び交付決定通知書等の写しを添付してください。